

広島県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十八年三月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	三次市三次町九四〇番 <sub>二</sub> 地先から 三次市三次町九四三番 <sub>一</sub> 地先まで	平成二八年二月二日